

令和6年度 鳥取県子育て支援員研修 開催要綱

1. 目的

地域で子育て支援等の仕事に関心を持つ方に対して、必要となる知識や技術等を習得するための「子育て支援員研修」を実施し、こうした支援の担い手となる人材の確保と資質の向上を図ることを目的としています。

子育て支援員とは

- ・ 国が定めた「基本研修」及び「専門研修」を修了し、保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる方のことを「子育て支援員」といいます。
- ・ 研修修了者を、全国で通用する「子育て支援員」として鳥取県が認定します。
- ・ 「子育て支援員」に認定された方は、保育や子育て支援の分野で活躍することが期待されています。

2. 主催及び委託先

鳥取県（委託先：一般財団法人 保健福祉振興財団）

3. 受講対象者

鳥取県内で育児経験や職業経験など多様な経験を有し、地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、以下の子育て支援分野の各事業等の職務に従事することを希望する方および現に従事している方を優先します。

- (1) 家庭的保育事業（児童福祉法第6条の3第9項）の家庭的保育補助者
- (2) 小規模保育事業（児童福祉法第6条の3第10項）B型の保育士以外の保育従事者
- (3) 小規模保育事業（児童福祉法第6条の3第10項）C型の家庭的保育補助者
- (4) 事業所内保育事業（児童福祉法第6条の3第12項）（利用定員19人以下）の保育士以外の保育従事者
- (5) 利用者支援事業（子ども・子育て支援法第59条第1項）の専任職員（母子保健型に従事する方を除く。）
- (6) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（児童福祉法第6条の3第6項）の専任職員
- (7) 地域子育て支援拠点事業（児童福祉法第6条の3第6項）の専任職員
- (8) 一時預かり事業（児童福祉法第6条の3第7項）の一般型、幼稚園型の保育士以外の保育従事者
- (9) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）（児童福祉法第6条の3第14項）の提供会員
- (10) 社会的擁護関係施設等（児童福祉法第6条の3第1項、第3項及び第8項、第6条の4並びに第7条第1項（助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、障害児入所施設及び児童発達支援センターを除く））の補助的職員等

4. 実施方法

以下のいずれかの方法で受講できます。

- (1) 専門研修のみ受講する。（基本研修修了者もしくは基本研修免除者のみ）
- (2) 基本研修および専門研修を受講する。
- (3) 昨年度未受講の科目を受講する。（昨年度一部科目修了者のみ）

※専門研修は複数コースの受講が可能です。

※基本研修および地域保育コース（心肺蘇生法の演習を除く）、放課後児童コース、社会的擁護コースをオンライン（eラーニングによる動画配信）研修で実施します。地域保育コース共通科目内の心肺蘇生法の実習、及び見学実習に変わる代替講義を集合研修で実施します。また、地域子育て支援コースについてはZOOMミーティングによるオンライン研修を実施しますが地域資源の見学については研修内容の性質上、実地で行います。

- ・オンライン研修（eラーニング研修）にはインターネットに接続できるパソコン、タブレット又はスマートフォンが必要です。
- ・視聴の際には通信料が発生しますので、可能であれば通信制限のない環境での視聴をおすすめいたします。
- ・ZOOMミーティングによるオンライン研修では、インターネットに接続できる端末に加え、カメラ、マイクが必要です。
- ・eラーニング研修による講義の受講が難しい方は、一般財団法人 保健福祉振興財団までご連絡ください。研修会場を準備し、会場にてeラーニング研修を受講できるよう調整します。別途郵送にて受講申込書をお送りします。
(研修会場は後日連絡します。また受講定員に限りがありますので、ご希望に沿えない場合があります。)

5. 修了証書について

※ 研修を修了したと認められた方には、修了証書を交付します。やむを得ない理由により一部の科目しか履修できなかった場合は、一部科目修了証書（有効期限は令和7年度末まで）を交付します。

※ 令和5年度一部科目修了者が本研修で未受講の科目を修了した場合は、修了証書を交付します。

6. 研修の概要

《研修の体系》

研修コース等		対象
コース	分類	
	基本研修	保育や子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業に従事することを希望する方向けの研修
地域保育コース	地域型保育	小規模保育（定員6～19人）、家庭的保育（定員5人以下）、事業所内保育の保育従事者等として勤務される方向けの研修
	家庭的保育 （◆家庭的保育補助者）	
	小規模保育 （◆B型の保育士以外の保育従事者）	
	小規模保育 （◆C型の家庭的保育補助者）	
	事業所内保育 （◆保育従事者）	
	一時預かり事業 （◆保育士以外の保育従事者） （保育士及び幼稚園教諭普通免許状所有者以外の教育・保育従事者）	一時預かり事業の一般型及び幼稚園型で従事される方向けの研修
	ファミリー・サポート・センター （提供会員）	ファミリー・サポート・センターの提供会員として従事される方向けの研修
地域子育て支援コース	利用者支援事業・基本型 （専任職員）	地域子育て拠点などの身近な場所で、子育て家庭のニーズを把握し、様々な情報提供や相談などの支援を行うとともに地域関係機関との連携を図る専任職員として勤務される方向けの研修
	利用者支援事業・特定型 （専任職員）	市町村窓口で子育て家庭などから保育サービスに関する相談に応じ、保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に関する支援を行う専任職員として勤務される方向けの研修
	地域子育て支援拠点事業 （専任職員）	地域子育て支援拠点の専任職員として勤務される方向けの研修
放課後児童コース	放課後児童クラブ （補助員）	放課後児童クラブの補助員として勤務される方向けの研修
社会的養護コース	社会的養護関係施設等 （補助的職員等）	社会的養護関係施設等で補助的職員等として勤務される方向けの研修

※ ◆印の職員については、研修受講が従事要件とされています。

※ 「地域型保育」の研修を受講した方は、一時預かり事業に従事可能ですが、「一時預かり事業」の研修を受講する事を推奨します。

※ 利用者支援事業・基本型を受講希望される方は相談及びコーディネートなどの業務内容を必須とする市町村長が認めた事業や業務（例：地域子育て支援拠点事業、保育所における主任保育士業務等）に、1年以上の実務経験をあらかじめ有していることが、受講条件となります。お申込みの方は、ホームページで受講申込を行うとともに、併せて別紙1「実務経験証明書」の提出が必要です。事前学習及び見学実習については受講決定通知書に詳細を同封します。

7. 研修受講料について

受講料は無料ですが、会場等への往復交通費は自己負担となります。また、各専門研修では以下の費用がかかります。

・テキスト代

利用者支援事業（[利用者支援事業のための実践ガイド：中央法規](#)） 1,980円

地域子育て支援拠点事業（[地域子育て支援拠点ガイドラインの手引き：中央法規](#)） 2,200円

※各研修テキストはご自身でご用意をお願いします。

8. 受講申込方法・必要書類送付先・申込期限

① 申込フォームへ入力

申込フォーム（下記 URL または右記 QR コード）より入力

URL：<https://kensyu.hokenfukushi.or.jp/nur47/>

※申込フォームへの入力が難しい方は、16. お問い合わせ先にご連絡ください。



② 必要書類を郵送

必要書類（下記表を参照）を A4 サイズの用紙に印刷して郵送ください。

必要書類郵送先： 〒550-0003

大阪府大阪市西区京町堀 1-6-2 肥後橋ルーセントビル 5階

申込期限： 一般財団法人 保健福祉振興財団 関西支部鳥取県子育て支援員研修係

前期：令和6年5月24日（金） 後期：令和6年7月19日（金）17時必着

※上記期限は必要書類の必着期限です。

申込フォームの入力期限ではございません。

必要書類については、下記を参照ください。

対象者	必要書類
全員	顔写真付き本人確認書類の写し（運転免許証など「氏名・住所・生年月日」の確認ができるもの） ※ 顔写真のない本人確認書類の写し（保険証等）を提出される方は、別途顔写真を写しに貼り付けて提出してください。 ※ <u>マイナンバーカードの写しを提出される方は、表面のみの写しを提出してください。裏面（マイナンバーが記載された面）の写しは提出しないでください。</u>
有資格者	【保育士または社会福祉士】 本人確認書類の写し + 資格証の写し ※ 氏名変更等により資格証の氏名が異なる方は、手書きで修正して提出してください。 （例： 花子 花子 → 鳥取 花子） 【幼稚園教諭、看護師、准看護師又は保健師の資格を持ち、日々子どもと関わる業務に携わっている方】 本人確認書類の写し + 資格証の写し + 実務経験証明書 ※ 氏名変更等により資格証の氏名が異なる方は、手書きで修正して提出してください。 （例： 花子 花子 → 鳥取 花子）
研修修了者	【令和5年度までに基本研修及び専門研修の科目を全部修了されている方または昨年度一部修了されている方】 本人確認書類の写し + 子育て支援員研修の（一部科目）修了証書の写し

9. 開催日程

eラーニング事前説明会（任意参加）

日程	日時		研修時間	定員	会場
前期	6月10日（月） （鳥取市）	6月11日（火） （米子市）	午前11：00～ 午後14：00～ 30分程度	170名	鳥取県立生涯学習センター 米子コンベンションセンター
後期	8月20日（火） （鳥取市）	8月21日（水） （米子市）		270名	

(1) 基本研修

日程	日時	研修時間	定員	実施方法
前期	6月17日～7月12日	8科目 8時間	170名	eラーニング研修
後期	9月9日～9月27日		270名	

※ 基本研修は、専門研修を受講する為に受講が必要です。

但し、以下の方は基本研修を免除します。

- ① 保育士又は社会福祉士の資格をお持ちの方
※ 資格証の写しを、本人確認書類送付の際に同封してください。
- ② 幼稚園教諭、看護師、又は保健師の資格を持ち、日々子どもと関わる業務に携わっている方
※ 資格証の写しと実務経験証明書〔別添様式1〕を本人確認書類送付の際に同封してください。
※ 氏名変更等により資格証の氏名が異なる方は、手書きで修正して提出してください。

（例：~~群馬~~ 花子 → 鳥取 花子）

- ③ 過去に子育て支援員研修を受講し、基本研修を修了した方

※ 子育て支援員研修の修了証書の写しを、本人確認書類送付の際に同封してください。

(2) 専門研修

【地域保育コース】

- ① 共通科目（心肺蘇生法以外）

日程	日時	研修時間	定員	実施方法
前期	7月16日～8月9日	10科目 12時間	150名	eラーニング研修
後期	9月30日～10月25日		100名	

※ 共通科目は、③地域型保育 ④一時預かり事業 ⑤ファミリー・サポート・センターの研修を受講する為に受講が必要です。

- ② 共通科目（心肺蘇生法）

日程	日時		定員	会場
前期	8月6日（火）	心肺蘇生法 午前の部 10：00～12：15	午前40名、午後40名	鳥取市
	8月4日（日）		午前30名、午後30名	倉吉市
	8月5日（月）		午前20名、午後20名	米子市
後期	10月1日（火）	心肺蘇生法 午後の部 13：30～15：45	午前25名、午後25名	鳥取市
	10月2日（水）		午前25名、午後25名	米子市

③ 地域型保育

日程	日時	研修時間	定員	実施方法
前期	8月14日～9月2日	4科目 5.5時間	110名	eラーニング研修
後期	11月5日～11月29日		80名	

③-1 見学実習（2日間）は見学実習代替講義として、集合研修で実施します。

日程	日時	定員	会場	
前期	9月3日（火）	3科目 10：00～17：00	60名	鳥取県立生涯学習センター
	9月5日（木）		50名	米子コンベンションセンター
後期	12月3日（火）		40名	鳥取県立生涯学習センター
	12月4日（水）		40名	米子コンベンションセンター

④ 一時預かり事業

日程	日時	研修時間	定員	実施方法
前期	8月14日～9月2日	4科目 5.5時間	40名	eラーニング研修

④-1 見学実習（2日間）は見学実習代替講義として、集合研修で実施します。

日程	日時	定員	会場	
前期	9月4日（水）	3科目 10：00～17：00	40名	倉吉未来中心

⑤ ファミリー・サポート・センター

日程	日時	研修時間	定員	実施方法
後期	11月5日～11月29日	09:20～17:10	20名	eラーニング研修

【地域子育て支援コース】

⑥利用者支援事業・基本型

日程	日時	研修時間	定員	実施方法
後期	11月7日（木）、8日（金）	1日目 9：20～14：00 2日目 9：30～15：50	20名	Zoom 研修

⑦利用者支援事業・特定型

日程	日時	研修時間	定員	実施方法
後期	11月7日（木）	9：20～16：50	30名	Zoom 研修

⑧地域子育て支援拠点事業

日程	日時	研修時間	定員	実施方法
前期	8月2日(金)	09:20~17:00	20名	Zoom 研修
後期	10月9日(水)		20名	

⑨【放課後児童コース】

日程	日時	研修時間	定員	実施方法
後期	10月21日~11月29日	6科目 9時間	60名	eラーニング研修

⑩【社会的養護コース】

日程	日時	研修時間	定員	実施方法
後期	10月21日~11月29日	9科目 11時間	40名	eラーニング研修

※ 接続テストに必ずご参加ください。Zoomの操作方法について説明します。詳細は受講決定時に通知します。

10. 緊急時対応

※ 鳥取県と協議を行い、研修の延期や中止等を決定した場合（自然災害や特別警報の発令時等）、研修前日の15時までに、お申込み時に記載いただいた緊急連絡先へお知らせします。申込フォームの緊急連絡先は、必ずご入力ください。また、当財団ホームページにも合わせて研修の延期、中止に関する情報を掲載します。

11. eラーニング研修受講の留意点

- ① インターネットに接続できるパソコン又はタブレット、スマートフォン等をご準備ください。
- ② 受講するには通信料がかかりますので、通信制限のない環境（Wi-Fiなど）で視聴してください。
- ③ 申込み前に、受講可能な環境が整っているか必ず、ご確認ください。ホームページの本研修サイトに視聴確認動画を用意していますので、そちらを視聴することで受講の可否を確認することができます。
- ④ eラーニング受講方法等の詳細は、ホームページの本研修サイト【「eラーニング研修（動画配信）」とは】をご確認ください。
- ⑤ 終了の際にミニテスト、研修レポートの提出を含む全てのカリキュラムが完了したことを必ず確認してください。
- ⑥ eラーニング受講に必要な環境

2024年4月時点

デバイス	対象OS	ブラウザ
Windows PC	Windows 10、11 ※推奨環境：Windows10	Chrome、Edge ※推奨環境：Chrome
Mac PC	OS 10.13以降 ※推奨環境：macOS10.15	Safari、Chrome ※推奨環境：Safari15
iPhone	iOS 15、16 ※推奨環境：iOS15	Safari ※推奨環境：Safari15
iPad	iPadOS 15、16 ※推奨環境：iPadOS15	Safari ※推奨環境：Safari15
Android 端末	Android 10、11、12 ※推奨環境：12	Chrome ※推奨環境：Chrome

12. Zoom 研修受講の留意点

- ① 通信環境安定化のため、インターネットに有線 LAN で接続できるパソコン、Web カメラ、マイク及びスピーカー（イヤホン）の使用を推奨します（Web カメラ、マイク及びスピーカーはパソコン内蔵可）。
- ② Zoom 研修を受講される方は、必ず接続テストにご参加ください。
- ③ 開催日にログインして受講ください。通信トラブルを含む 15 分以上の離席またはカメラに映る範囲内での受講が確認できない場合は未受講扱いとなりますのでご注意ください。

13. 研修の修了要件等

- (1) 研修の全科目を受講することにより修了とし、修了証書を交付します。
- (2) 病気等の理由により、やむを得ず研修の一部を欠席した場合には、一部科目修了証書を交付します。ただし、その有効期限は、一部科目の研修を受講した年度から 1 年度以内となります。
- (3) 昨年度実施した本研修に参加し、一部修了した科目がある方については、本研修で未受講の科目・実習を修了した場合に、修了証書を交付します。
- (4) 昨年度までに基本研修の全科目修了証書の交付を受けた方が、今年度新たに、他のコース等の専門研修を受講する場合には、基本研修を再度受講することを要しません。
- (5) 修了証書は、全国の自治体において効力をもちます。

14. 安心してご受講いただくためのお願い

体調がすぐれない場合は、集合研修のご受講を控えていただきますようお願いいたします。国・県からの要請により、追加の対策を講じる場合もございますので、適宜ご協力をお願い申し上げます。

15. その他

- ① 各専門研修によって、従事できる事業や内容が異なりますのでご注意ください。なお、自治体によっては、該当する事業が行われていない場合があります。
- ② 本研修は、「子育て支援員」を認定するものであり、研修修了後の雇用先を紹介及び保証するものではありません。
- ③ 申込時に提出された個人情報、適正に管理のうえ本事業以外の目的に利用することはありません。
- ④ 申込書類の記載内容に虚偽があった場合、たとえ資格取得後であっても資格を取り消されることがあります。
- ⑤ 受講申込書に記入いただいた個人情報については、本研修事業に必要な範囲で利用し、他の目的に利用することはありません。

16. お問い合わせ先（※お問い合わせいただく前に、この要項を熟読してください。）

<研修に関すること>

一般財団法人 保健福祉振興財団 関西支部

鳥取県子育て支援員研修係

〒550-0003 大阪府大阪市西区京町堀 1-6-2 肥後橋ルーセントビル 5 階

TEL : 06-6940-6117 FAX : 06-6940-6119

HP : <https://hokenfukushi.or.jp/>

<子育て支援員制度その他に関すること>

鳥取県子ども家庭部子育て王国課

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220

TEL 0857-26-7570